

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 23 件 |
| 国民年金関係                        | 12 件 |
| 厚生年金関係                        | 11 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 33 件 |
| 国民年金関係                        | 11 件 |
| 厚生年金関係                        | 22 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年11月まで

昭和46年4月から47年11月までの国民年金保険料は、A市からB区に転居した直後に、B区役所C出張所の職員に勧められ、同居の母に費用を出してもらい一括で1万円ぐらい納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は20か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納期間は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っており、国民年金制度への関心は高く、納付意識も高かったことがうかがえる。

また、申立人が一括納付したとする金額と申立期間の保険料を納付した場合の金額とがほぼ一致している。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の母の保険料は、昭和43年4月以降、申立期間を含めてすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年3月まで

私は、A社を退職した後の昭和48年2月ごろに国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったつもりであったが、同年6月にB区役所に行ったとき、区役所の職員に「国民年金の加入手続が行われておらず、未納となっている分があるので未納分を納付して下さい。」と言われて一括で納付したはずである。同年6月に国民年金保険料をすべて納付したのは間違いないので、未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っている上、前納制度を利用しているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫の経営する事業所に役員として勤務していたときに、出入りしていた金融機関の職員に依頼して夫の保険料とともに納付したはずであり、夫は納付済みとなっているのに自分が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和47年5月に国民年金に任意加入以降、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間に近接する厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行い、付加保険料も納付しているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫の平成2年7月以降の国民年金の納付記録は申立期間を含めてすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和50年11月に結婚し、長女出産前にA県B町（現在は、C市）に転居した。昭和51年5月ごろB町役場の2階の窓口で申立期間①の国民年金保険料を一括して納付した。そのとき、男性の職員は台帳に控えるから大丈夫と言って領収書はもらえなかった。申立期間②の保険料については、長女出産後の52年の春ごろ役場の窓口で免除を申請した。当時任意加入期間だったが、窓口は免除申請を受けてくれた。その後、免除申請が取り消されたとのことだが、免除取り消しの通知及び国民年金保険料納付書の送付があれば納付したはずであり、申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、12か月と短期間であり、申立人の納付状況の申述内容も具体的であり、申立期間①当時B町役場の2階で国民年金保険料を一括して納付したとの申立人の主張は、基本的に信用できる。

また、申立期間②については、申立人は、「長女出産後の昭和52年春ごろ役場の窓口で免除を申請した。当時任意加入期間だったが、窓口は免除申請を受けてくれた。この期間の免除の取消しについては、その連絡を受けたことは無かった。」と主張しているところ、社会保険庁の記録では、昭和52年当時、申立期間②は免除期間になっていたこと、及び申立期間②が強制加入でない期間であったことから、D市に転居後の53年以降に申立期間②の免除が取り消され、申立期間②が未納に記録訂正されたことが確認

できる。一方、社会保険事務所においては、申立人への免除取消しの通知及び未納に対する国民年金保険料納付書の送付等が当時においても行われていたものと考えられる上に、申立人には、53年4月以降保険料の納付が認められることから、申立期間②の保険料についても納付があったものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、昭和53年に再婚して以来、国民年金保険料を銀行口座振替で納付していた。申立期間が免除とされているが、私は、免除申請をした覚えが無い。申立期間当時の保険料控除申告書等の控えにも、社会保険料控除額の記入がある。保険料を納付したのに免除とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除申請をした記憶は無いと申述しているところ、申立人から提出された昭和57年から60年までの分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載された各年の所得金額及び源泉徴収税額からは、申立期間が免除期間と認められることは困難であり、免除申請をした記憶が無いとする申立人の主張には<sup>しんぴょうせい</sup>信憑性が認められる。

また、申立人の所持する所得税源泉徴収簿等のうち昭和58年分及び60年分の社会保険料控除額欄には、申立期間の昭和58年度及び59年度分の保険料を納付していたことをうかがわせる記載が認められる。

さらに、申立人は、昭和41年6月に国民年金に加入してから、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料は納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、昭和52年3月にA市で国民年金に任意加入し、B市、C市と住所を変えたが、その都度、届出を行い、60歳まで納付してきた。C市に移ってからはC市役所D支所か現在のE銀行で納付しており、58年10月から59年3月までの6か月間について、その前後の期間が納付してあるのに未納となっていることに心当たりが無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の時期に住所移転しているところ、申立人が所持する年金手帳及びC市の被保険者名簿から住所変更手続は速やかに行われていることが確認できる上、納付記録では、申立期間前の昭和58年4月から9月までは国民年金保険料は納付済みであり、申立期間後についても納付済みであることから申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、住所変更及び種別変更手続を適正に行っており、申立期間を除き、国民年金の加入期間中について未納は無く、申立人の保険料が未納とされている期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については付加保険料を含めて、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 7 月まで

私は、昭和 51 年 6 月に国民年金に任意加入し、役所からの助言もあり付加保険料の納付も申し出た。その後、昭和 58 年 8 月に資格喪失手続を行ったが、加入期間中は保険料の滞納は無く、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 6 月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料は申立期間を除いて納付済みであり、付加保険料を併せて納付していることから当時は保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人が納付していたとする保険料額は申立期間当時の保険料額とほぼ一致しており、国民年金の資格喪失に至る申述も具体的であることから、申立人の主張は信憑性<sup>しんぴやうせい</sup>があるものと考えられる。

さらに申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人の生活状況及び生計にも大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで

昭和 63 年 8 月ごろ、私の 20 歳の誕生日を機に父が A 県 B 町役場で国民年金の加入手続をして、毎月国民年金保険料の支払いをしてくれていた。当時、私は短大の学生であったが、国民年金のことは知っていたし、自分が入るべきであると思っていた。63 年 8 月から平成元年 3 月までの保険料は支払ったはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、申立人が 20 歳になったときに国民年金の加入手続を行ったと証言しているところ、申立人の二人の妹のうち、一人は 20 歳になった月から、一人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月（20 歳になった 1 か月後）から国民年金に加入していることから、申立人の父は、年金制度を良く理解していたと認められ、長女である申立人についても 20 歳のときに加入手続を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人の父が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と近似しており、申立内容に不自然さは無く、申立期間は 8 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月

昭和61年11月分の国民年金保険料は、私が夫の分とともに納めたはずであり、夫が納付済みとなっているのに私の分が未納となっているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月に国民年金に加入して以来、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みであり、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を適切に行うなど、年金制度を理解し、納付意識が高いことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の夫に対し、昭和62年12月8日に過年度納付書が発行され、申立期間である61年11月分の保険料が62年12月29日に過年度納付されていることが確認できるところ、申立人に対しても、同年7月8日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立人は、申立期間（1か月）に係る保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年3月まで

私は、昭和44年11月に結婚し、夫と一緒にA市役所で国民健康保険の申請と同時に国民年金の加入申請をした。それから10年後に特例納付のお知らせが来て、A市役所で私と夫の未納分と一緒に特例納付した。申立期間について、夫は納付済みであるのに、私の年金記録が未納とされていることは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に昭和54年9月ごろに申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているところ、申立人は、A市役所発行（54年9月6日付け）の「国民年金特例納付案内書」のはがきを所持している上、その夫は、社会保険事務所が保管する特殊台帳により、申立期間について第3回目の特例納付制度（実施期間は53年7月から55年6月まで）を利用して特例納付していることが確認でき、申立人は、夫と共に申立期間の保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和46年4月から第3号被保険者となる前月の61年3月まで長期間にわたって保険料を納付し、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した61年7月の第3号被保険者から第1号被保険者への切替申請を適切に行い、同月から60歳になる前月の平成15年\*月まで長期間にわたって保険料を納付し続けており、年金制度を良く理解し、納付意識も高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から43年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和41年2月ごろに戸別訪問の勧誘員に勧められ国民年金に加入した。申立期間①の国民年金保険料は私自身が定期的に納付したことを覚えている。また、申立期間②が未納となっていることについては全く心当たりが無く、申立期間①及び②が未納となっていることについては納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和43年4月から国民年金保険料を納付し始め、44年6月の結婚後は任意加入し、申立期間②を除き、第3号被保険者制度が発足する前月の61年3月まで保険料を納付し続けており、納付意識が高かったと認められる。

また、申立期間②の前後の期間は任意で保険料は納付済みであり、申立期間②直前の45年4月から同年12月までの保険料は、現年度納付されていることが確認できることから、3か月と短期間である申立期間②についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月以降に社会保険事務所からA区に払い出された番号の一つであり、申立人の178番前の者が20歳になり国民年金の被保険者資格を取得した日が同年6月14日であることから、申立人は、同年6月以降に加入手続を行ったことが推認できる上、社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録により、20歳になった前日にさかのぼって強制で被保険者資格を取得した

ことが推認でき、申立期間①について個人別国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続をした昭和43年6月時点で、申立期間①の保険料は過年度納付となるが、申立人は過年度納付や特例納付のように一括して保険料を納付した記憶は無いと述べている上、申立期間①の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年12月までの期間、58年4月から同年6月までの期間及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 52 年 12 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 50 年 7 月に勤務していた会社が倒産後、個人事業を始める準備に追われて、国民年金の加入手続は行っていなかった。その後、納付勧奨のはがきを受け取ったので、A 区役所で加入手続を行い、過去の未納分を一括して納付した。申立期間①の国民年金保険料は、第 3 回特例納付期間内に A 区役所で特例納付しており、申立期間②及び③も納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、納付勧奨のはがきを受け取ったので国民年金の加入手続を行い、特例納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和 54 年 12 月ごろに払い出されたことが確認でき、その当時は第 3 回目の特例納付実施期間中であつた上、管轄社会保険事務局では、「国民年金未加入者に対する納付勧奨は随時行っており、特例納付実施期間については特に力を入れたと思う。」と説明していることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、社会保険庁の記録において、昭和 53 年 1 月からの国民年金保険料が納付済みとなっていることから、加入時点で過年度納付可能な期間いっぱいまでさかのぼって納付したものと推認でき、国民年金加入後は、申立期間を除き 60 歳になる前月の平成 9 年\*月まで長期間にわたつ

て保険料を納付し続け、前納制度を利用するなど、納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人が特例納付したと主張している金額は、第3回目の特例納付で必要な納付金額におおむね一致している。

申立期間②及び③については、前後の期間は納付済みである上、3か月及び6か月とそれぞれ短期間であり、納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年5月3日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を22年5月3日とし、当該期間の標準報酬月額を19年10月から20年3月までは80円、同年4月から21年3月までは90円、同年4月から22年4月までは390円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月11日から23年9月29日まで

私は、昭和18年1月にA社C支店に入社し、同社に在籍したまま19年に軍事徴用され、D社E支社（約3か月間）及び同社F出張所（約6か月間）に出向した。

その後、昭和19年9月30日に軍隊に入隊し、終戦後約3年間G（国名）に抑留され、23年9月16日に復員した。この間、A社から給与を通帳に振り込まれていたため、厚生年金保険にも加入しているはずであり、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B社の社員<sup>だいちょう</sup>臺帳により、申立人が昭和18年1月11日に同社に入社し、同年4月1日にC支店に配属され、19年1月20日から23年9月16日までの期間、供出に伴い休職扱いとなり、同年9月29日に復職していることが確認でき、H（都道府県）が提出した軍歴確認書とも符合する上、雇用保険の記録により、復職する前の失業保険法が適用になった22年11月1日から雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が供出の取扱いとなっていた期間についても、雇用の継続が推認できる。

また、旧厚生年金保険法の規定により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間において、厚生年金保険の被保険者が陸海軍に徴集又は召集された場合、当該期間に係る厚生年金保険料は全額免除の取扱いとなり、当該免除期間は被保険者期間として保険給付の基礎期間に

算入されることとなる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 3 日までの期間は厚生年金保険被保険者期間とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の A 社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿にある申立人と同年代の同僚の記録から、昭和 19 年 10 月から 20 年 3 月までは 80 円、同年 4 月から 21 年 3 月までは 90 円、同年 4 月から 22 年 4 月までは 390 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 18 年 1 月 11 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法の施行に伴い、A 社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは 19 年 6 月 1 日からであるが、同法に基づく保険料の徴収が開始されたのは同年 10 月 1 日からであり、保険料徴収前の当該期間については、厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

3 また、申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 3 日から 23 年 9 月 29 日までの期間については、申立人が A 社 C 支店に在籍（休職扱い）していて、雇用保険の記録により、失業保険法が適用になった 22 年 11 月 1 日から失業保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人が同社に復職したのは、23 年 9 月 29 日であることが社員臺帳により確認できる上、復職日と申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日が一致していることから、同社において雇用保険料と共に厚生年金保険料を控除されていたとまでは推認できない。

また、休職扱いとなっている当該期間について、厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 3 日から 23 年 9 月 29 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年1月から同年9月までは44万円、同年10月から8年2月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年3月31日まで

社会保険事務所の職員から、A社での標準報酬月額が下げられていると聞いた。A社での給料はだいたい40万円くらいであったし、勤務している期間中に給料が下げられたことは無いので、適正な額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録によりその翌日の同年4月1日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年1月から同年9月までの期間については44万円から、同年10月から8年2月までの期間については41万円から、それぞれ30万円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、雇用保険に加入し、A社の閉鎖登記簿謄本により役員でなかったことが確認できる上、当該事業所は、遡及訂正処理を行う10日前の平成8年3月22日にB地方裁判所により破産宣告を受け、遡及訂正の届出に必要な代表者印は破産管財人が保管していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、社会保険庁の記録により、平成8年4月1日付けで、申立人以外に4名（代表取締役、取締役2名、一般従業員1名）について標準報酬

月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年1月から同年9月までは44万円、同年10月から8年2月までは41万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日及び52年4月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年4月は5万2,000円、52年4月は11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から同年5月6日まで  
② 昭和52年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社が入社後すぐに社会保険に加入させないことは承知していたが、厚生年金保険料を納付した月数と被保険者期間が合っていない。当時の給与明細書を提出するので申立期間①及び②について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及びA社の同僚の証言により、申立人は申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書の保険料控除額から、申立期間①については5万2,000円、申立期間②については11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散を理由に適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年10月から8年9月までは32万円、同年10月から9年1月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年2月28日まで

社会保険庁の記録では、私の夫の申立期間の標準報酬月額が20万円となっているが、亡夫が当時受け取っていた月給は30万円くらいであったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年2月28日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7年10月から8年9月までの期間については32万円から、同年10月から9年1月までの期間については28万円から、それぞれ20万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、A社の登記簿謄本及び閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員でないことが確認でき、事業主は、「申立人の業務は営業であり、社会保険の事務に関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

さらに、A社から社会保険関連事務を受託していたB社会保険労務士事務所が保管している平成8年度の算定基礎届資料に記載された標準報酬月額は、遡及訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年10月から8年9月までは32万円、同年10月から9年1月までは28万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成2年4月から同年9月までは47万円、同年10月から3年3月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年4月25日まで  
亡夫は、A社で副社長をしており、給与月額は40から50万円くらいだったが、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が随分低くなっている。調査して夫の記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成3年4月25日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年5月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年4月から同年9月までの期間については47万円から、同年10月から3年3月までの期間については50万円から、それぞれ20万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、副社長として社長の海外駐在期間中は社長代理的な業務に従事していたとしても、雇用保険に加入しており、当該事業所の登記簿謄本及び閉鎖登記簿謄本より、役員ではなかったことが確認できる上、元同僚は、「厚生年金保険料の滞納はあったらしい。社会保険事務所との話し合いについては、社長が担当していた。」と証言していることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして



は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年4月から同年9月までは47万円、同年10月から3年3月までは50万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に、資格喪失日に係る記録を39年3月6日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 6 日まで

私は、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する辞令簿により、申立人が昭和 38 年 4 月 15 日から 39 年 3 月 6 日まで当該事業所に在籍していたことが確認できる。

また、上記辞令簿において、昭和 38 年 4 月 15 日付けで従業員として見習採用された 48 人中、申立人を除く 47 人全員が同年 4 月 1 日付けで、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同じ中学校から集団就職した同期入社の方の元同僚Bは、「申立人は昭和 38 年 4 月に自分と一緒に入社し、同じ仕事を担当していた。」と証言し、事業主も「申立人は、Bさんと同じ定期採用で入社した方のようなので、Bさん同様（厚生年金保険に）加入していると思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、辞令簿に記載されている給与日額及び同期入社かつ同一職種の方の同僚に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被

保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月から39年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和48年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、昭和47年11月から48年3月までの標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月6日から48年4月1日まで

私は、昭和45年2月にA社に入社し、51年9月に退職するまで、A社及びその子会社であるB社に継続して勤務していた。厚生年金基金では、45年2月から51年8月までの期間を被保険者期間と認めているのに、社会保険事務所の記録で、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和45年2月から51年9月まで、A社及びその子会社に継続勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所が申立期間当時加入していたC厚生年金基金の加入記録により、申立人は、申立期間を含む昭和45年2月から60年4月まで継続して同基金に加入し、48年4月1日に資格喪失及び資格取得（同日得喪）していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、申立期間当時、被保険者の資格の得喪等の届出については、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所の3か所に、3枚複写様式を使用して同じものを提出していたと供述しており、厚生年金保険加入記録が厚生年金基金の加入記録と異なっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年4月1日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年3月21日まで  
社会保険庁の記録では、私の平成9年4月から10年2月までの標準報酬月額が9万2,000円となっているが、誤りであると思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成10年3月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その3か月後の同年6月12日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年4月から10年2月までの期間について、59万円から9万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の履歴事項全部証明書により、申立人は役員でなかったことが確認できる上、営業・人事担当の元同僚が「自分が標準報酬月額の訂正処理を行った。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月3日から5年3月1日まで

私は、平成3年6月3日から5年3月1日までA社で厚生年金保険に加入しており、その間の標準報酬月額が知らないうちに53万円から38万円に下げられていた。社会保険事務所の記録には納得できないので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年6月から5年2月までの期間について53万円から38万円に、遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではなかったことが確認でき、複数の元同僚が「申立人は、社会保険事務を含めた経理及び会社経営には関わっていない。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理には関与していないと認められる。

さらに、上述の元同僚は、「申立期間においても、厚生年金保険料を従来どおり控除されていた。」と証言しており、申立人は遡及訂正前の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月1日から37年4月1日まで

私は、昭和36年11月末ごろに公共職業安定所の紹介でA社に入社した。同年12月から給与をもらい、年末にはボーナスももらった。37年2月及び同年3月の給与明細があり、申立期間に厚生年金保険料が引かれていたのは確かなので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された職業相談票、職業適性検査成績表及び元同僚の証言により、申立人がA社に申立期間において勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料控除が確認できる昭和37年2月及び同年3月の給与明細書を所持しているところ、A社の元同僚は、当該給与明細書が当該事業所において使用されていたこと及び保険料控除が当月控除であったことを証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も既に他界しているた



め、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事  
業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所  
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事  
情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月27日から同年12月27日まで  
私は、昭和38年4月から平成9年3月までA社に継続して勤務していた。年金記録をみると、同社C支店の記録が44年12月27日からとなっているが、実際に異動したのは同年10月27日であり、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に交付した職歴証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年10月27日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から50年9月まで

私は、20歳のとき、専門学校生だったが、他界した父が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、20歳からの国民年金保険料を納付してくれたはずである。私の保険料は父が納税組合を通じて家族の保険料と一緒に納付しており、姉（三女）の国民年金も父が納付し、組合の方が集金に来たのを憶えている。申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする父は他界しており、申立人の姉（三女）からも当時の具体的な状況について聴取することができず、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、社会保険事務所の保管する手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果においても、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の納付記録をみると、昭和50年10月から52年3月までの保険料を過年度納付しているところ、申立人の姉（三女）の手帳記号番号の払出年月は20歳到達時ではなく、22歳時の昭和44年6月であることを考え併せれば、申立人は52年に加入手続を行い、その時点で保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月まで、37年12月から39年9月まで、45年11月から46年2月まで、46年5月から同年8月まで及び46年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで  
② 昭和37年12月から39年9月まで  
③ 昭和45年11月から46年2月まで  
④ 昭和46年5月から同年8月まで  
⑤ 昭和46年11月から50年3月まで

私は、昭和37年1月に厚生年金保険に加入したので、会社から国民年金の資格を喪失するようと言われた。その後、会社を退職する都度、国民年金に変更したはずであり、申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年7月にA区及び50年7月にB市において別々の国民年金手帳記号番号を取得し、重複加入が判明したので、B市で取得した手帳記号番号で記録が統合されているが、申立人は申立期間①から⑤についての国民年金保険料の納付時期、納付方法及び納付額等について具体的な記憶が無く、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は厚生年金保険の資格取得及び喪失の都度、国民年金への切替手続を行ってきたはずであると主張するが、申立人が所持する年金手帳にはそれらの国民年金の資格取得及び喪失の記録が記入されておらず、社会保険庁の記録では平成13年6月に厚生年金保険の被保険者期間が判明したことから、申立期間②、③、④及び⑤について国民年金の資格取得及び喪失の年月日訂正を行っている上、平成20年4月に、新たに厚生年金保険の被保険者期間が判

明し、申立期間③及び④の間の昭和 46 年 2 月から同年 5 月までの期間を分離していることが確認でき、当該記録訂正の時点で申立期間②、③、④及び⑤は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうがわせる事情も見出すことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から50年1月まで

私は、昭和54年9月ごろ、A区役所B支所で国民年金の任意加入手続を行った際、今から加入しても受給資格期間300月を満たすことができないが、不足月数分の国民年金保険料をさかのぼって納付すれば年金を受給できると区の職員に言われ申立期間の保険料5万円か6万円くらいを納付したのに、申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立内容のとおり昭和54年9月以降に払い出されており、別の国民年金手帳記号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は任意加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することのできない期間である。

また、申立人は、受給資格期間を満たすため申立期間122か月分の保険料として5万円か6万円くらいを第3回特例納付の実施時期に納付したと申述しているが、その金額は申立期間を特例納付した場合に必要な金額とは大きく乖離<sup>かいり</sup>している。

さらに、第3回特例納付の時期に発行されたA区の広報誌によると、任意加入期間は保険料を特例納付することはできないが、年金の資格期間としては算入されるとの記載が確認でき、区職員に言われて任意加入期間の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年ごろ、義父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。納税貯蓄組合が戸別に集金に来ていたので、義父が私の国民年金保険料を納めていた。申立期間の昭和36年4月から41年3月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿及び年金記録から、当時同居していた義次妹と連番で昭和41年10月に払い出されていることが確認でき、申立期間のうち39年6月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の義父は既に他界していることから証言を得ることはできず、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年6月までの期間、53年12月から61年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から49年6月まで  
② 昭和53年12月から61年3月まで  
③ 昭和62年4月から63年3月まで

私は、成人すると同時に国民年金に加入した。申立期間中の国民年金保険料は母親及び夫がすべて納付してくれていたため、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和61年4月以降となっており、この時点では、58年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その母親及び元夫が申立期間に係る保険料を納付してくれていたと主張しているが、その母親及び元夫について、申立人からも詳細な情報が得られず、申立期間当時の納付状況等については不明である。

さらに、申立期間は合計で166か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、A市Bの事業所に住み込みで働いていたが、20歳になったときに勤務先の社長から、国民年金の加入手続をすと言われ、国民年金保険料も社長が納付してくれた。

社長はすでに他界しているが、同僚の従業員の保険料も一緒に納付してくれており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は、昭和52年12月ごろに加入手続をしたものと推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、申立期間について氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った結果、申立人の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、勤務先の社長が同僚の保険料も一緒に納付していたと主張しているが、同僚の手帳記号番号は、その払出簿により、30歳を過ぎた昭和53年1月ごろに払い出され、申立期間は未納となっていることが確認できることから、勤務先の社長が申立人について20歳のときに加入手続を行い、申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和45年4月ごろにオレンジ色調の国民年金手帳を勤務先の社長から渡され、この手帳は無くしたと主張しているが、オレンジ色調の年金手帳は49年以降に発行されたものであり、申立期間当時は別の色調の国民年金手帳が交付されており、申立内容に不自然さがみられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（給与明細、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から54年3月まで  
私が20歳になったときに、父親からお前も国民年金に加入したと言われたので、私の国民年金保険料は父親が払ってくれていたはずで、未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、その父親が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずだと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が20歳になった昭和43年3月にA県B市において国民年金に加入し、昭和45年3月まで保険料を納付していた記録が確認できる。

しかし、社会保険庁の記録により、申立人は、その父親と一緒にB市からC区に転居したことは確認できるが、その後父親はD市への住所変更手続が行われているものの、申立人はD市への住所変更の記録が無く、次に転居したE市において別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できることから、申立人の父親は、住所変更に伴う国民年金への加入手続をC区までは一緒に行っていたが、D市では申立人に係る国民年金の加入手続を行っていなかったと推認できる。

また、申立人は、昭和54年にE市において新しい手帳記号番号の払出しを受け、20歳になる43年3月にさかのぼって強制で被保険者資格を取得しているが、E市において国民年金に加入した当時のいきさつについての記憶が無く、父親がB市で国民年金に加入していたことを説明しなかったことが推認できる。

さらに、申立人が、保険料を納付してくれていたはずだと主張している

その父親の申立期間における納付記録をみると、C区に転居した昭和45年4月から46年3月までの期間及びD市に転居後の49年4月から50年3月までの期間が未納、同年4月から52年3月までの期間及び同年10月から54年3月までの期間が申請免除(このうち50年4月から51年3月までは時期は不明であるが追納)となっていることから、申立期間について、申立人の父親自身、保険料をきちんと納付できる生活状況に無かったことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月まで  
私の国民年金の加入手続は母がしてくれた。申立期間当時、国民年金の被保険者は私と母の二人であった。母は自営業をしていて、最近まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。母が納付済みであるのに、私の年金記録が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の国民年金加入日から、申立人は昭和46年7月から同年11月の間に国民年金加入手続を行っていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の記載により、20歳の誕生日である43年4月にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが推認でき、申立期間について個人別国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人が加入手続を行った昭和46年7月から同年11月の時点で、申立期間のうち44年3月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も、申立期間のうち昭和45年1月から46年3月までの期間が未納となっている(43年4月から44年12月までは厚生年金保険に加入)。

さらに、申立人の加入手続及び保険料納付をしてくれたとする申立人の母は、既に他界しており、申立期間当時の加入及び保険料納付に係る実態が不明である上、申立期間の保険料納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から38年6月までの期間及び39年9月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から38年6月まで  
② 昭和39年9月から47年3月まで

申立期間当時、私の仕事はA（職種）で厚生年金保険など無い職場だった。昭和46年2月に長男が生まれたとき、職場の先輩に保証の無い仕事だから国民年金に入っておくことを勧められ、翌月出生届を出す際、妻が夫婦共に国民年金の加入手続を行った。そのとき市役所の職員に20歳にさかのぼって保険料を納付すると将来年金額が多くなりますよと言われ、社長にお金を借りて二人分8万円ぐらいを同年3月ごろに妻が市役所で納付した。長男の誕生と年金の出費で3か月ほど小遣いを減らされた記憶もあり、申立期間について未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月出生の長男の出生届時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は47年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、このことは、B市への照会結果により確認できた申立人夫婦への国民年金手帳の交付年月日が同年9月18日であることと符合する。

また、申立期間について個人別記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人夫婦の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、第1回目の特例納付実施時期は、昭和45年7月から47年6月までであり、申立人の国民年金加入は、受付期限から3か月を経過した時

期であり、特例納付制度を利用して過去の未納分を納めることは制度的にできない上、過年度納付を行った場合でも申立期間の大部分は時効により納付することができない。

加えて、申立人夫婦は、口頭意見陳述において、当時の申立人の一月分の給与に相当する8万円ぐらいを社長から借りて市役所で特例納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立期間①と②の間にある厚生年金加入期間は、社会保険庁のオンライン記録により、平成13年10月4日に追加された記録であることが確認でき、それまでは継続して未納であった期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から47年3月まで

申立期間当時、夫の仕事はA（職種）で厚生年金保険など無い職場だった。昭和46年2月に長男が生まれたとき、夫が職場の先輩に保証の無い仕事だから国民年金への加入を勧められ、翌月出生届を出す際、夫婦共に国民年金の加入手続を行った。そのとき市役所の職員に20歳にさかのぼって保険料を納付すると将来年金額が多くなりますよと言われて、夫と相談し社長にお金を借りて二人分8万円ぐらいを同年3月ごろに市役所で納付した。長男の誕生と年金の出費で3か月ほど生活が苦しかった記憶もあり、申立期間について未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月出生の長男の出生届時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は47年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、このことは、B市への照会結果により確認できた申立人夫婦への国民年金手帳の交付年月日が同年9月18日であることと符合する。

また、申立期間について個人別記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人夫婦の名前は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、第1回目の特例納付実施時期は、昭和45年7月から47年6月までであり、申立人の国民年金加入は、受付期限から3か月を経過した時期であり、特例納付制度を利用して過去の未納分を納めることは制度的にできない上、過年度納付を行った場合でも申立期間の大部分は時効により

納付することができない。

加えて、申立人夫婦は、口頭意見陳述において、当時の申立人の夫の一月分の給与に相当する8万円ぐらいを社長から借りて市役所で特例納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年1月まで  
昭和60年ごろ、妹が国民年金の未納期間をさかのぼって納付したと聞き、老後少しでも年金が多くもらえるよう、私も未納期間の国民年金保険料をA市役所で納付した。領収書は紛失してしまったが、確かに納付したので未納期間があるのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年ごろにA市役所において申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているところ、A市の被保険者名簿により、60年10月15日に申立人がA市に住所変更した手続を行っていることが確認できるが、同時期は、第3回目の特例納付実施期間から5年以上経過しており、申立内容に不自然さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和39年3月ごろに夫婦連番で払い出されており、その夫が同年2月に厚生年金保険の被保険者でなくなっていることから、夫婦そろって国民年金に加入したものと推認でき、その直前の申立期間については申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、申立人は任意加入対象者であり、任意未加入期間となっている申立期間については、制度上、特例納付はできない。

さらに、申立人が納付したと主張する保険料の金額は、申立人の主張する時期と一番近い第3回目の特例納付制度を利用して申立期間を特例納付するのに必要な金額と大きく異なる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月1日から同年5月1日まで  
② 昭和26年3月27日から27年3月1日まで  
③ 昭和30年6月1日から31年1月31日まで  
④ 昭和31年6月3日から同年12月1日まで

私は申立期間①については、A社B工場に勤務していた。申立期間②についてはC社に勤務していた。申立期間③についてはD社に勤務していた。申立期間④についてはE社に勤務していた。申立期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得がいかないので記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のA社B工場については、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無い上、申立期間①における申立人の勤務実態について同僚等の供述は得られない。

また、当該事業所の事業主は、「申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、及び厚生年金保険料の控除の状況について、これらを確認できる資料が無いため不明である。」と回答している。

2 申立期間②のC社については、社会保険事務所の記録によると当該事業所は、昭和30年1月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況について、確認できる関連資料や証言を事業主等から得ることはできず、申立期間②における申立人の勤務実態について同僚等の供述も得られない。

また、社会保険事務所で保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険番号が連番で付番され、資格取得順に記載

されている上、申立人は、昭和 26 年 3 月 1 日資格取得、同年同月 27 日資格喪失と記録されている。

- 3 申立期間③のD社については、当該事業所の事業主は、「申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の適用、及び厚生年金保険料の控除の状況については、これらを確認できる資料が無いため不明である。」と回答している。

また、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届と社会保険庁の記録の昭和 31 年 1 月 31 日資格取得、同年 6 月 3 日資格喪失とが一致している。

- 4 申立期間④のE社については、社会保険庁のオンライン記録により、F区にある同名の事業所7件のうち申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事業所1件が確認できた。

しかし、確認できた事業所は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上、申立人は、G事業所と取引のあった事業所と主張しているが、当該被保険者名簿に厚生年金保険加入記録のある従業員の3名は、当該事業所はG事業所とは取引をしていなかった、と供述していることから、当該事業所は、申立人が勤務していたとする事業所とは異なっていることが確認できる。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から④の事業所において、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 42 年 9 月まで

私は申立期間において、A社の経営するB事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に対する照会結果によると、申立人が勤務していたとする同社経営のB事業所が存在していたことが確認できる上、申立人は当該事業所の所在地を正確に記憶しており、申立期間において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 9 月 1 日であり、申立期間当時は、適用事業所とはなっていない。

また、事業主の回答書でも「当社は、社会保険の加入は、昭和 50 年 9 月であり、その前は厚生年金保険に加入したことはなかった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 1000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 31 日から 56 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 41 年に入社し、平成 10 年 8 月に早期退職するまで、A 社で勤務しており、昭和 53 年 4 月 1 日から 56 年 3 月末までは会社の特命で海外留学はしたものの、厚生年金保険については「人事部でしっかり対応しているので問題ない。」と言われており、53 年 7 月 31 日から 56 年 5 月 1 日までの厚生年金保険加入期間の記録が抜けているのは納得がいかないので記録の訂正をして欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している退職金計算書の勤続年数の欄により、海外留学していた申立期間も勤続年数に含まれていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間の賃金台帳が無く、給与の支給が無いので厚生年金保険料の控除はしていないと判断される。」と回答しており、申立人も申立期間は賃金の支払いは無かったと供述している。

また、事業主が保管している社会保険台帳から、申立人の厚生年金保険の資格取得の届出は昭和 56 年 5 月 20 日に管轄社会保険事務所へ行われたことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録も昭和 53 年 7 月 30 日離職、海外留学後の 56 年 5 月 1 日資格取得となっており、社会保険庁のオンライン記録で確認できる申立人の厚生年金保険加入記録と一致している。

加えて、B 健康保険組合が所持している健康保険喪失削除証明書により、健康保険は昭和 56 年 5 月 1 日資格取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 1001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月から 25 年 7 月まで

私の父は、申立期間において、A社で正社員として、厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二男が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B部の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 25 年 8 月 1 日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和 22 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち 21 年 9 月から 22 年 10 月までの期間は、適用事業所となっていない。

さらに、当該事業所が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、厚生年金保険の資格取得日は昭和 17 年 1 月 1 日で、健康保険の資格取得日は 25 年 8 月 1 日と記載してあるが、事業主は、「厚生年金保険の取得日は当事業所のものとは無関係であり、申立人の申立どおりの届出を行っていない。」と回答している上、申立人は 17 年 1 月 1 日において、C社に勤務していたことが確認できる。

このほか、申立人が既に亡くなっているため同僚等からの証言は得られず、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで  
私の平成 8 年 3 月から 10 年 2 月までの標準報酬月額が、59 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることに納得できない。社会保険事務所にそのような届出をした記憶は無く、私の標準報酬月額を元に戻してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 10 年 4 月 16 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その 1 週間後の同年 4 月 23 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 8 年 3 月から 10 年 2 月までの期間について 59 万円から 9 万 8,000 円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成 20 年 11 月 20 日）において、社会保険料の滞納があったことを認めている上、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該減額訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 7 日まで  
申立期間における私の標準報酬月額が、知らないうちに 62 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが法人登記簿により確認できる上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 14 年 10 月 7 日付けで申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

また、申立人は、上記減額処理に係る関連資料を所持している上、滞納保険料について相談するため、社会保険事務所へ行ったことがある旨の供述をしていることから、当該手続に関与していたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年10月31日まで  
平成3年11月から5年9月までの期間の標準報酬月額が8万円に下げられているが、当時の月収は60万円くらいであり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年10月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年11月22日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年11月から5年9月までの期間について53万円から8万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成20年12月3日）において、社会保険料の滞納があったと回答している上、当委員会の聴取に対し「全喪の手続は私がしたので、遡及訂正の処理も自分でしたかも知れない。」と供述している。

さらに、事業主は、「社会保険関係の手続は経理担当役員である申立人が行っていた。」と供述しており、また、他の役員は、「申立人の業務は管理関係が主体だが、何でもやっていた。」と供述していることを踏まえ、経理担当取締役である申立人が当該遡及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、経理担当取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年6月30日まで

平成9年末か10年初めごろに年金給付の手続のために社会保険事務所に行ったところ、私の申立期間に係る標準報酬月額が下げられていることが分かった。私は、このような手続をしたことは無いと異議を申し立てたが、記名捺印のある承諾書があるということで受け入れてもらえなかった。私は、承諾書に記名捺印したことは無く、標準報酬月額を下げる手続もしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年6月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の同年8月20日付けで申立人の同社における標準報酬月額の記録が6年10月から7年9月までの期間については53万円から、同年10月から8年5月までの期間については59万円から、それぞれ15万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所への届出に必要となる代表者印について、「自分の机の引き出しに保管していた。」と説明しており、社会保険事務所では「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月13日から13年5月31日まで

A事業所に勤めていた申立期間当時の私の給与月額は28万円から31万円ぐらいであり、厚生年金保険の標準報酬月額は30万円程度になるはずだが、社会保険庁の記録ではそれよりも低い20万円から24万円になっている。申立期間に係る給与明細書の写しを提出するので、標準報酬月額を正当なものに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、A事業所が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき、申立人が負担しなければならない保険料額に一致していることが確認できる。

また、平成10年3月から同年6月までの厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額に見合う額より高くなっているが、同年7月から同年10月までの控除額を低く抑えることで調整されており、当該事務処理に不自然さは無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 2 月 1 日に A 社に入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 46 年 7 月 1 日から B 社に移る前の 47 年 2 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、A 社が昭和 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、事業主からの供述が得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務状況については確認することができない。

また、A 社及び B 社において申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚及び事業主の親族と思われる者がいずれも既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態等に関する証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料がない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 16 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで継続してA社に勤務していたが、その間、勤務形態も変わらず勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けているのは納得できないので、厚生年金保険被保険者期間と認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社における厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 7 月 16 日に資格を喪失後、翌年の 45 年 2 月 1 日に当該事業所において再度資格を取得していることが確認できる。

一方、A社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人の資格取得日及び資格喪失日が、上記原票と一致していることが確認できる上、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の申立人の備考欄には、健康保険被保険者証を返還したことを表す「証返納済」の押印がある。

また、A社の元総務部長は、「申立人は、入社後数か月で退職し再入社したと記憶している。」と供述しており、その記憶の根拠として、「総務課採用係を務めており、従業員の出身校に求人活動で訪問する際、人事台帳を持ち歩き従業員の会社での状況を担当教諭に説明していたため。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から 11 年 12 月 31 日まで  
私は、平成 9 年 9 月は 59 万円、同年 10 月 1 日から 11 年 12 月 31 日までは 41 万円の報酬を受けていた。記録が訂正され標準報酬月額が 9 万 2,000 円に下げられているが、元の標準報酬月額に訂正してほしい。  
私は、代表取締役であったが、当該手続を承知していない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 11 年 12 月 31 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の 12 年 1 月 25 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、9 年 9 月は 59 万円から、同年 10 月から 11 年 11 月までの期間は 41 万円から、それぞれ 9 万 2,000 円に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと主張しているが、申立人は、「当該遡及訂正処理に関して対応した役員に対して、社会保険事務所に出向き対応するよう指示し、報告を受けた記憶があるが定かではない。」と述べている上、財務担当の役員及び顧問社会保険労務士は、当該遡及訂正処理に関して対応した役員は、営業関係の役員であり社会保険制度については素人であったと供述していることから、当該遡及訂正処理に関して対応した役員が、代表取締役であった申立人の指示を受けずに単独で対応したとは考え難く、会社の業務を執行する責任を負っている申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 20 日まで

私は、申立期間①及び②については、A社に勤務し厚生年金保険被保険者となっていたと考えていたが、社会保険庁の記録では被保険者となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に住み込みで業務に従事していたと主張しているが、申立期間当時の事業主及び社会保険の担当者は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態等に関する供述を得ることができない。

また、社会保険庁の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 18 年 7 月時点における事業主は、「申立人のことは覚えているが、申立人が、申立期間において勤務していたかどうかについては分からない。また、関連会社は無い。」と述べている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿及び記号番号払出簿によると、申立人が昭和 28 年 10 月 1 日に資格を取得し 30 年 9 月 1 日に資格を喪失したこと、31 年 4 月 1 日に資格を再取得し 34 年 4 月 1 日に資格を喪失したこと、及び 35 年 2 月 20 日に資格を再々取得し同年 7 月 13 日に資格を喪失したことが確認でき、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、当該被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険の資格の取得時の健康保険の整理番号は「\*」、標準報酬月額は「3,000 円」、再取得時の整理番号は「\*」、標準報酬月額は「4,000 円」、再々取得時の整理番号は「\*」、標準報酬月額は「8,000 円」となっており、不自然な記載は見当たらないことから、事業主から社会保険庁の記録どおりの届出がなされたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚から証言が得られず、当時の状況が確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年10月21日まで

私は、平成3年4月1日から6年10月21日まで、A区Bに在ったC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、今般、D社会保険事務所から6年12月19日付けで5年7月1日から6年10月21日までの標準報酬月額が53万円から30万円に減額訂正されている旨の説明を受けたが、事業主から当該訂正について何も聞いていないので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成6年10月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、2か月後の同年12月19日に、申立人の標準報酬月額の記録が5年7月から6年9月までの期間について53万円から30万円に遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所に係る法人登記簿により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、申立期間当時の事業主及び営業部長は、申立人が前経理部長の退職に伴い、経理事務担当経歴を買われて、入社当初から経理部長の職に在り、申立期間当時は、実質的な責任者として厚生年金保険関係事務の処理に当たっていた旨供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、経理担当の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 6 日から 36 年 10 月 20 日まで  
② 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 7 月 30 日まで  
③ 昭和 37 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

私は、脱退手当金の裁定請求の手続をしていないのに、支給するとの通知が送付されてきたので、支給があるのかと思い、そのまま問い合わせをしないでいたが、その後何の連絡も無く脱退手当金は受給していない。しかし、年金記録を確認したところ脱退手当金の受給の記録があるとA社会保険事務所から回答を受けた。納得できないので、再調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給決定通知は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は当該通知が送付されたと供述しているにもかかわらず、社会保険事務所に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、社会保険事務所が保管するB事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 2 月 5 日から同年 9 月ごろまで  
昭和 24 年 2 月 5 日から同年 9 月ごろまで、A社B工場に勤務していたのに、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとC社会保険事務所より回答を受けたが、当該事業所から交付された、同年 2 月 5 日付けの辞令が残っているので再調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場長が任命した昭和 24 年 2 月 5 日付けの辞令に基づき、申立期間において当該事業所に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が 28 年 2 月 5 日に資格を取得し、同年 8 月 10 日に資格を喪失したと記録されていることが確認でき、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、上記名簿において任命者である当該事業所の工場長の資格取得日は、昭和 28 年 1 月 30 日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、上記名簿の記録のとおりであったものと考えることが自然である。

また、申立人は同僚に関する記憶が無く、申立期間に当該事業所において被保険者期間を有する同僚のうち、連絡のとれた二人の同僚はいずれも、申立期間当時、申立人が勤務していたことを覚えていないと回答している。

このほか、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から3年3月1日まで  
② 平成4年4月1日から同年7月1日まで

私は、平成2年2月から4年6月末日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は3年3月1日から4年4月1日までとなっているので、残りの期間も被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立期間①については、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は「A社では、常時30人以上の従業員が勤務していた。」と説明しているところ、A社における厚生年金保険被保険者数は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年4月1日に資格取得した二人に過ぎず、その後も、同年9月1日に一人、同年12月1日に二人が資格取得しているだけで、大半の従業員が厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえる。

また、A社は、平成16年5月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明なため、当時の事情が不明である。

なお、申立人及び複数の同僚について、A社における厚生年金保険加入記録と重複する期間（申立人については、平成2年3月1日資格取得、4年3月31日離職）に、B社における雇用保険加入記録が確認できるものの、B社は既に廃業した会社で、B社の業務を引き継いだとする別のC会社にも、当時の資料が残されておらず、申立人も、B社のことを承知していないため、B社とA社の関係は不明であり、B社における雇用保険加入記録は、申立人がA社に勤務していたことを示す判断材料とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 21 日から同年 8 月 13 日まで  
社会保険庁の記録では、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 46 年 8 月 13 日となっているが、実際は B 社を退職した日と同日の同年 2 月 21 日から勤務していたので、申立期間が被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した昭和 46 年 3 月 11 日付け社内報の人事発令欄において、「46. 3. 5 入社」と記載されていることから、申立人が同年 3 月 5 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該社内報において、申立人と同じく昭和 46 年 3 月に入社し C 課に配属された二人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を調査したところ、いずれも入社日の数か月後（一人は 46 年 5 月 21 日、一人は同年 8 月 16 日）に資格取得していることが確認できることから、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い

さらに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 11 月 9 日まで  
私は、昭和37年7月から38年11月8日までA社に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が当該事業所における同僚として名前を挙げた者についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所は、昭和38年12月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡がとれないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である上、申立人が名前を挙げた元同僚の連絡先が不明であり、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 25 日から 35 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 5 月 25 日まで

私は、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で働いていたが、そのときの厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、申立人が勤務していたと主張するA社は、厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、その存在が確認できない。

また、申立期間②において、申立人が勤務していたと主張するB社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、「勤務していた当時、B社には、7人から9人の従業員がいた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録から、当時の同事業所の厚生年金保険被保険者は3人と確認でき、同事業所において、厚生年金保険に加入していた者は、従業員の一部だけであった状況がうかがえる。

加えて、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料が無い上、口頭意見陳述においても、申立人の主張を推認できるまでの周辺事情が認められなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 31 年 3 月まで

私は、昭和 29 年 4 月から 2 年間、A 県 B 市の C 社 D 工場に勤めていた。当時一緒に働いた同僚の年金記録があるのに、私の記録が無いので被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間は不明であるものの、申立人が C 社 D 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同期入社元同僚は、「入社後はお互い、しばらく臨時雇用だった。自分も社会保険に加入したのは入社から 1 年半後であった。」と証言している上、当該同僚が同期入社として名前を挙げた者（既に他界）も、入社から 1 年半後に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該事業所では、入社後一定期間は臨時雇用として扱い、厚生年金保険に一定期間は加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、C 社本社は、「申立期間当時の関係書類を保存していないので、申立人の勤務実態を確認できない。」と回答している上、ほかに申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年から 34 年まで

私は、昭和 33 年前後に 1 年くらい、A 事業所に 1 年くらい勤務した。勤務して間もなく発熱し、健康保険証を作成してもらい、病院で受診したことを覚えている。それなのに、その期間の厚生年金保険被保険者期間が無いのは納得できないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時寮で同室だった者を具体的に記憶していること及び元同僚の証言により、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、連絡のとれた元同僚 5 人のうち 3 人は、当該事業所での勤務開始時期について、厚生年金保険被保険者資格取得日の 2 か月から 12 か月前だったと説明していることから、当時、当該事業所では、勤務開始から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の関係資料は既に廃棄したと回答しており、申立期間当時の勤務実態が不明である上、B 健康保険組合においても、申立人の健康保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。